

国際医療福祉大学 IUHW 成田ボランティア室ボランティア募集方針

2019年4月1日

国際医療福祉大学 IUHW 成田ボランティア室（以下ボランティア室）では、以下に該当するボランティア募集团体の活動を、ボランティア室を通して紹介します。

- (1) 公益性・公共性が高い活動
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- (4) 受け入れた学生に対し教育的配慮を伴った対応をする活動

1 募集の受付

(1) 受付までの流れ

- ① 当校ボランティア室への来室及び電話またはメール等でボランティア依頼のご連絡をお願いいたします。
- ② 募集を依頼する法人又は団体の方は、当校指定の「ボランティア依頼申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送又は FAX もしくは E-mail でボランティア室までご提出ください。
※「ボランティア依頼申請書」は当校ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
ご記入いただきました「ボランティア依頼申請書」と一緒にパンフレットなど活動（団体）概要等がわかるもの（一部）、担当者の名刺（一部）募集チラシ等（A4 サイズ・任意の部数〈目安は五分程度〉）を郵送又は FAX もしくは E-mail でボランティア室にお送りください。
- ③ 「ボランティア依頼申請書」を提出していただいた後、必要に応じて具体的な活動内容の確認をさせていただく場合があります。ご了承ください。
- ④ お預かりしたチラシ、パンフレット等でボランティア情報を周知いたします。

(2) 募集にあたっての留意事項

- ① ご依頼をされる団体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績がわかる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ② 本学生が行うボランティア活動において、募集条件と異なる場合や、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティア室が活動先と調整、苦情申し出等の対応をいたします。活動を途中で中止させていただく場合や、今後のボランティア募集

を停止させていただく場合があります。

- ③ 原則として、個人の方からのボランティア依頼はお受けいたしておりません。個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学地、勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。
- ④ ボランティア募集は、学生ボランティアの紹介を必ず保証するものではありません。掲示、チラシ等で情報提供はいたしますが、参加を希望する学生がいない場合には紹介できない場合があります。
- ⑤ 本学では、万一に備え、ボランティアをする学生にはボランティア保険に加入するよう推奨しております。募集团体のほうでも、必ずボランティア保険への加入の有無を確認していただき、学生が未加入の場合は、募集团体側で行事保険等の加入をお願いいたします。募集团体側でも保険に加入していない場合は、学生を活動させないようお願いいたします。
- ⑥ 学生のボランティア活動後、一週間以内に「ボランティア受け入れ報告書」のご提出をお願いしております。今後の学生のボランティア活動の参考とさせていただきます。

2 ボランティア募集を行う団体・活動の選定基準

(1) ボランティア募集を行う団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

【団体例】ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人、財団法人等の公益法人、国や地方自治体等

(2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること

(3) 以下に該当するボランティア活動は受付できません

- ① 政治的、宗教的活動、営利活動、売名行為を目的とする活動
- ② 活動上、学生の心身に危険が伴うもの。人体に有害なもの。
- ③ 活動対象者の人命等にかかわり、学生では責任を負いきれないと判断される活動（例：重病人や重傷者の世話、嚙下障害のある人の食事介助、水泳監視、ベビーシッター等）
- ④ 法令に違反するもの
- ⑤ 公序良俗に反する（反社会的な）もの。
- ⑥ 自動車等の運転を伴い、事故等の危険性が高いもの
- ⑦ その他、学生が行うことが不適切だと判断されたもの

3 ボランティア活動をすすめるうえでの留意事項

ボランティア募集团体とボランティア室は、実際のボランティア活動をすすめるにあ

たり、以下の点に留意することとする。

- (1) ボランティア申し込み学生に対し、ボランティア室は活動内容や条件等を提示し、その内容について両者（ボランティア申し込み学生とボランティア募集团体）の間で合意のうえ、活動を始める。
- (2) ボランティア募集团体は、活動を始める前に、必要に応じてオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点を学生にあらかじめ伝達する。
- (3) ボランティア活動中は、各ボランティア募集团体、ボランティア担当スタッフとともに活動を行う。

4 のぞましくないボランティア活動

- (1) 活動時間が労働基準法に定める労働時間を超えるもの（1日8時間、1週間40時間等）。
- (2) 本来有資格者によってなされるべき活動。

5 免責

ボランティア室で紹介するボランティアに関して発生した事故等に対し、ボランティア室では一切の責任を負いません。上記事項をご確認のうえ、事故防止の配慮を十分に行ってください。